資料－6

室蘭市暴力団排除条例の制定について

１．暴力団の情勢

全国の暴力団構成員等の総数は、約62,500名（平成25年9月末現在）で、この内、北海道内の暴力団構成員等は、約2,800名です。

現在、道内には、他の都府県で指定されている6団体（山口組、稲川会、住吉会、会津小鉄会、極東会、松葉会）の傘下組織があります。

また、室蘭警察署管内の暴力団構成員等は、約100名です。

２．室蘭市における暴力団排除の取り組み

暴力団排除に向けて、本市では、暴力団排除のための条例及び要綱の制定により、

・室蘭市不当要求行為等対策要綱を平成16年6月1日に施行

・室蘭市市営住宅条例の入居者資格等に暴力団員は資格がないことを明記し、平成20年10月1日に施行

し、取り組んで参りましたが、暴力団員を排除するためには、警察の取り締まりだけでなく、市民・事業者・行政が連携協力して様々な施策を講じていく必要があります。

３．条例の制定にあたって

暴力団は、市民の生活や社会経済活動の場に介入し、従来からの資金獲得犯罪に加え、暴力団を利用する共生者と共に、暴力団の威力を背景とした資金獲得活動によって、市民や事業者に多大な脅威を与えています。

このような現状において、社会から暴力団を排除し、安全で平穏な市民生活を実現するためには、「社会対暴力団」という構図への転換をすすめ、行政と市民、事業者が一体となって暴力団排除に取り組む必要があります。

これらの情勢から、暴力団の活動資金となっている可能性がある公共事業や事業者からの利益の供与などのあらゆる資金源を遮断し、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するため、平成 22 年 4 月 1 日の福岡県を始め、北海道でも平成 23 年 4 月 1 日に北海道暴力団排除条例が施行された後、平成 23 年 10 月に東京都と沖縄県で施行されたことにより、47 都道府県全てで暴力団排除条例が制定されました。

また、全国の市町村においても、暴力団排除に向けた条例の制定に向けた動きがみられており、道内においても、平成25年10月15日現在35市のうち14市が制定され、更に平成26年度までに13市が制定を予定しています。

４．条例制定の目的

室蘭市における暴力団の排除に関し、基本理念を定め、本市、市民及び事業者の役割を明確化するとともに、暴力団の排除を推進することにより、市民の安全と平穏を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とします。

５．条例の特色（案）

① 市の事業における措置

市の公共事業に暴力団を利することとならないよう、必要な措置を講ずることを規定します。

② 公共施設の利用に対する措置

市の公共施設を暴力団が利することのないよう、必要な措置を講ずることを規定します。

③ 青少年に対する教育のための措置

青少年の暴力団への加入防止及び暴力団による犯罪被害防止のための教育が、必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずることを規定します。

６．条例制定による効果

室蘭市暴力団排除条例（仮称）を制定することにより、地域住民や関係機関・事業所等の連携強化に基づく社会が一体となった暴力団排除に関する取り組みの充実及び徹底が図られることとなり、社会全体で暴力団を孤立させる態勢が確立され、暴力団の活動を封じ込めるという効果が見込まれます。

具体的には、条例においては、市の事務事業からの暴力団排除をより進展させるため、

○市の事務事業における措置
○市の公共施設の利用に対する措置
○公的資金が暴力団に流れることの阻止
○合法的な事業所や事業主催者が、暴力団との関係を断ち切ることにより資金源を断つ
○市として暴力団等反社会勢力に対する厳しい姿勢を示すことにより抑止効果が上昇

などの効果が見込まれます。

７．条例の施行

平成25年度を他市町村の情報把握と調査研究期間および一部庁内調整とし、平成26年度は、庁内調整および「室蘭市安全で住みよいまちづくり協議会」で審議し、27年4月1日の施行を目指すこととします。

８．室蘭市暴力団排除条例策定スケジュール

H25.12.20	室蘭市安全で住みよいまちづくり条例に基づく「室蘭市安全で住みよいまちづくり協議会」に対し、暴力団排除条例について説明	
H26．1～H26.12	庁内関係部局による調整・原案作成・修正	H26.10～H26.12 庁内調整した案を、まちづくり協議会で検討・修正
H26.10～H26.12	室蘭市安全で住みよいまちづくり協議会での検討・修正・報告	
H26.12	室蘭市暴力団排除条例を市長に答申	
H27.3	室蘭市議会第１回定例会へ提出	
H27．4．1	室蘭市暴力団排除条例施行	